

非農耕地除草剤を考える

現在、除草剤の多くは農地に使用され、農薬取締法の規制を受けている。同法第1条の2で、除草剤は「農作物（樹林及び農林産物を含む）を害する植物の防除に用いられる発芽抑制剤その他の薬剤をいう」と定義されている。回りくどい表現であるが、林地・牧野・芝生・休耕地なども一応この法律の範疇に属する。問題は非農耕地と称せられる、道路・軌道・架線下・工場用地・宅地・河川敷・堤防・公園などに使用される農薬に非ざる除草剤である。このような場所での使用は、法の規制外にあるため、各種除草剤が競合している。国鉄が採用登録（正しくは国鉄規格化）しているのは、ハイバーX、ボロシル、クサブランカ、ゲルバー、エルボタン、プリマトールの水和剤及び粒剤であるが、これ以外にも、グラモキソン、塩素酸ソーダ、アージラン、ポミカル、ラウンドアップ、ラベージ等がある。アメリカの農薬取締法Federal Insecticide Fungicide Rodenticide Act では、ペストに主体がおかれており、農地・非農耕地の別なく規制の対象になるが、データの要求度には区別があると言われる。どちらの概念によるにせよ、非農耕地では作物残留や慢性毒性は必要がなく、むしろ使用者の安全確保と農地への流入防止に重点がおかれるべきである。使用者が、専門業者であるか一般大衆であるかによって、安全への要求度は医家向け薬と大衆薬のような区別が必要かも知れない。農地への流入は、物理的な問題もあるが、商業的に、非農薬が農薬として流入する可能性がある所に複雑な問題がある。

〔財団法人 日本植物調節剤研究協会理事 石本信夫〕
〔保土谷化学工業株式会社 農薬部長〕

目 次 (第12巻第4号)

除草剤・生育調節剤等の土壌残留性(2)……2

＜農業技術研究所 能勢和夫＞

1. ま え が き……2
2. 微生物分解と風化……6
3. 水 の 役 割……7
4. 光 分 解……8
5. 畑 と 水 田……8
6. 系統別に見た除草剤等の残留性……8
7. 薬剤間の相互作用……10
8. む す び……11

台湾における植物成長調整剤の使用

状況……11

＜台湾大学農業化学系教授 陳玉麟＞

果樹栽培と除草剤の連用について……16

＜香川県農業試験場 高橋健二＞

1. 果樹園の草管理の実態……16
2. 除草剤の利用……18
3. 除草剤連年使用の影響……19
4. ま と め……23

大豆品種の除草剤による感応度……24

＜長野県中信地方試験場 御子柴公人＞

1. は じ め に……24
2. 大豆の薬害について……24
3. 品 種 間 差 異……25
4. 散布量と品種間差異……27
5. 多数品種における感応度……28
6. 考 察……28

外国文献抄録……28

植調協会だより……30